さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第３３号

さいたま市浦和区の投票区及びその区域（平成１５年さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第４号）の一部を次のように改正した。

令和８年１１月４日

さいたま市浦和区選挙管理委員会　　委員長　玉井　哲夫

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

投票区	投票区域
［略］	［略］
第２３投票区	常盤１丁目及び常盤４丁目
［略］	［略］
第２９投票区	仲町１丁目、仲町２丁目及び仲町３丁目

改正前

投票区	投票区域
［略］	［略］
第２３投票区	仲町１丁目、仲町２丁目、仲町３丁目、常盤１丁目及び常盤４丁目
［略］	［略］

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１１月４日から施行する。

（適用区分）

２　改正後のさいたま市浦和区の投票区及びその区域は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。